

第2 事業の状況

1. 業績等の概要

以下、平成20年度及び平成21年度の各勘定別の損益状況等について記載しております。

(1) 一般勘定

一般勘定は、福祉医療貸付事業、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に関する業務を統合したものです。

平成21年度の経営収益は福祉医療貸付金利息等の自己収入の他、運営費交付金収益や利子補給金収益等の国からの財源措置により、67,104百万円となっております。

一方、経常費用は財政融資資金の借入れにかかる支払利息等により67,104百万円となっており、当期損益は0となっております。

一般勘定においては、福祉医療貸付事業にかかる直接的な経費（借入金利息等）と貸付金利息収入との損益差に対して、国から利子補給金が措置され、その他の事務的経費や人件費等の間接的な経費に対しては、運営費交付金が措置されており、決算において利子補給金又は運営費交付金に残余が生じた場合であっても当期利益が発生しない仕組みとなっております。（利子補給金や運営費交付金の残余は、預かり補助金又は運営費交付金債務として繰越され、利子補給金は翌期に国庫返納され、運営費交付金は翌期の支出に伴い収益化されることとなります。）

損益計算書の要旨

（単位：百万円）

費用の部			収益の部		
科目	平成20年度	平成21年度	科目	平成20年度	平成21年度
経常費用	69,223	67,104	経常収益	69,223	67,104
福祉医療貸付業務費	67,262	65,031	運営費交付金収益	3,109	3,162
経営指導業務費	258	292	福祉医療貸付事業収入	59,691	56,933
福祉保健医療情報サービス業務費	802	1,009	経営指導事業収入	39	45
一般管理費	899	771	福祉保健医療情報サービス事業収入	19	19
			補助金等収益	6,093	6,680
			資産見返運営費交付金戻入	187	239
			財務収益	72	13
			雑益	10	9
当期純利益（又は当期純損失）	0	0			
当期総利益（又は当期総損失）	0	0			

(2) 長寿・子育て・障害者基金勘定

平成21年度の経常収益は4,239百万円で、その殆どが基金事業運用収入（4,186百万円）で占められております。

一方、経常費用は4,054百万円で、この殆どを社会福祉振興事業者に対する助成金等の支出（3,936百万円）で占めています。また、臨時利益として退職給付引当金戻入益を613百万円計上しております。その結果、当期総利益808百万円を計上しており、通則法第44条第1項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨

（単位：百万円）

費用の部			収益の部		
科目	平成20年度	平成21年度	科目	平成20年度	平成21年度
経常費用	3,992	4,054	経常収益	4,069	4,239
社会福祉事業振興業務費	3,833	3,936	基金事業運用収入	4,005	4,186
一般管理費	159	118	財務収益	2	1
			雑益	62	52
当期純利益（又は当期純損失）	76	798	臨時利益	-	613
前中期目標期間繰越積立金取崩額	11	10			
当期総利益（又は当期総損失）	88	808			

(3) 共済勘定

平成 21 年度の経常収益は 89,045 百万円であり、経常費用は 81,191 百万円となっております。また、法令に基づく引当金等に係る臨時利益は 413 百万円、臨時損失は 8,267 百万円となっており、当期損益は 0 となっております。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 20 年度	平成 21 年度	科目	平成 20 年度	平成 21 年度
経常費用	88,847	81,191	経常収益	90,200	89,045
退職手当共済業務費	88,731	81,075	運営費交付金収益	592	570
一般管理費	115	116	退職手当共済事業収入	37,342	39,483
財務費用	0	-	補助金等収益	52,240	48,966
			資産見返運営費交付金戻入	24	25
臨時損失	1,356	8,267	臨時利益	4	413
当期純利益（又は当期純損失）	0	0			
当期総利益（又は当期総損失）	0	0			

(4) 保険勘定

平成 21 年度の経常収益は 24,991 百万円、経常費用は 21,431 百万円となっております。

また、臨時損失として心身障害者扶養保険責任準備金繰入を 1,959 百万円計上したことにより、当期総利益は 1,600 百万円となっております。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 20 年度	平成 21 年度	科目	平成 20 年度	平成 21 年度
経常費用	25,374	21,431	経常収益	23,812	24,991
心身障害者扶養保険業務費	25,335	21,395	運営費交付金収益	121	98
一般管理費	39	35	心身障害者扶養保険事業収入	23,689	24,890
			資産見返運営費交付金戻入	2	2
臨時損失	-	1,959	臨時利益	39,257	-
当期純利益（又は当期純損失）	37,695	1,600			
当期総利益（又は当期総損失）	37,695	1,600			

(5) 年金担保貸付勘定

平成 21 年度の経常収益は、年金担保貸付金利息収入等により 4,206 百万円、経常費用は財政融資資金の借入にかかる支払利息等により 3,866 百万円となっております。その結果、当期総利益 381 百万円を計上しており、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 20 年度	平成 21 年度	科目	平成 20 年度	平成 21 年度
経常費用	4,020	3,866	経常収益	4,025	4,206
年金担保貸付業務費	3,924	3,800	年金担保貸付事業収入	3,958	4,201
一般管理費	96	66	資産見返運営費交付金戻入	5	2
			財務収益	61	2
当期純利益（又は当期純損失）	5	339			
前中期目標期間繰越積立金取崩額	44	41			
当期総利益（又は当期総損失）	49	381			

(6) 労災年金担保貸付勘定

平成 21 年度の経常収益は、労災年金担保貸付金利息収入等により 42 百万円、また、臨時利益として貸倒引当金戻入益を 3 百万円計上し、収益の部全体で 46 百万円となっております。

一方、経常費用は業務委託費等により 39 百万円となっております。その結果、当期利益 7 百万円を計上しており、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金として整理しております。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 20 年度	平成 21 年度	科目	平成 20 年度	平成 21 年度
経常費用	37	39	経常収益	49	42
労災年金担保貸付業務費	34	36	労災年金担保貸付事業収入	45	41
一般管理費	2	2	資産見返運営費交付金戻入	0	0
			財務収益	3	0
当期純利益（又は当期純損失）	35	7	臨時利益	23	3
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0			
当期総利益（又は当期総損失）	36	7			

(7) 承継債権管理回収勘定

平成 21 年度の経常収益は、年金住宅資金等貸付金利息収入等により 82,307 百万円計上しております。

一方、経常費用は業務委託費等により 4,298 百万円となっております。その結果、当期総利益 78,008 百万円となっております。

なお、この当期総利益については、当期末処分利益として、平成 20 年度と同様に通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき積立金に整理した上で取り崩し、平成 22 年 7 月 9 日に機構法附則第 5 条の 2 第 6 から 8 項及び同法施行令附則第 5 条の 2 第 2 から 6 項の規定に基づき、その全額を国庫返納しています。

損益計算書の要旨

(単位：百万円)

費用の部			収益の部		
科目	平成 20 年度	平成 21 年度	科目	平成 20 年度	平成 21 年度
経常費用	3,969	4,298	経常収益	94,750	82,307
承継債権管理回収業務費	3,815	4,133	承継債権管理回収業務収入	91,880	80,737
一般管理費	153	164	資産見返運営費交付金戻入	52	52
			財務収益	2,813	1,514
			雑益	5	2
当期純利益（又は当期純損失）	91,318	78,008	臨時利益	536	-
当期総利益（又は当期総損失）	91,318	78,008			

(8) 承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、平成 20 年度から休止しております。

2. 将来展望と対処すべき課題

急速な少子・高齢化に伴う本格的な人口減少社会の到来の中で、国民一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができる社会を築くためには、支え合いの仕組みである社会保障の基盤を揺るぎないものにしていく必要があります。このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりのための施策が進められています。

このような状況において、福祉の分野では2015年には「団塊の世代」がすべて65歳以上となり、2025年には75歳以上の高齢者が現在の1千万人から2千万人に倍増することが見込まれるなど、高齢者の尊厳を支えるサービス基盤の整備が一層進展すると考えられ、特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進や認知症高齢者に対応した小規模・多機能型サービス拠点の整備、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続してできるような地域密着型サービス拠点の整備、障害者の自立支援に配慮したサービス基盤の整備などが重要な政策課題となっていきます。

また、医療の分野においても主要な疾病・病態ごとに各地域において医療機関の連携を取り、それぞれの機能を担う医療機関を具体的に医療計画に定めることとしたところであり、各地域のニーズにあった医療機関の必要性の程度に応じた療養病床の再編成が進展すると考えられ、産科や小児科、救急医療などの拠点病院の整備、医療機関相互の連携や急性期から回復期、慢性期、在宅療養へと至る医療の各段階や疾病に応じた医療機関の整備・配置、療養病床の老人保健施設等への転換などが重要な政策課題となっていきます。

また、先進的、独創的な民間福祉活動や地域に密着したきめ細かな活動の振興及び支援を図るため、NPO等に対して資金助成を行うことは、ますます重要となっております。

さらに、年金受給者についても、高齢者人口の増加とともに、毎年度約4%前後で増加していきますので、年金担保貸付事業の需要も増大することが見込まれております。

当機構としては、こうした増大かつ多様化するニーズに対応して、ますます重要となる役割を果たすべく、福祉施設や医療施設に対するご融資やNPO等への助成など多種多様な事業を的確に推進するとともに、以下のような主要な課題に着実かつ適切に対処していくことにより、市場において積極的な評価をいただけるよう努めて参る所存であります。

(1) 特殊法人改革への対応

当機構は、国民の健康と福祉の向上に資するため、良質な福祉、介護、医療サービス等を提供する国の施策と表裏一体となって事業を推進していくという重要な役割を担っております。

平成13年12月19日に、今後の特殊法人改革を方向付けるものとして、「特殊法人等整理合理化計画」が策定され、平成14年12月13日には「独立行政法人福祉医療機構法」が施行され、平成15年10月から「独立行政法人福祉医療機構」が発足しました。独立行政法人制度の下で、組織の使命を全うするため、中期計画に基づき一層の業務の効率化やサービスの向上に努めて参ります。

(2) 財政投融资制度改革への対応

財政投融资制度改革において、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価にさらされることを通じ、運営効率化へのインセンティブが高まる。このため、特殊法人等は、まず、その資金を原則として自己調達することを検討し、各機関は財投機関債の発行に向けた最大限の努力を行う。」という骨子が示されております。こうした改革の趣旨を踏まえ、当機構では、平成13年度より財投機関債の発行を開始しております。

(3) 独立行政法人の見直しへの対応

当機構の組織・業務の見直しについては、平成18年12月7日に『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』が厚生労働省により作成されており、当該見直し案は、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」により平成18年12月24日に政府・行政改革推進本部にて了解・決定されております。詳細につきましては、37～38ページの「発行者情報の部 第1発行者の概況 3.事業の内容 (12)独立行政法人の見直し 」をご参照ください。

平成 19 年 6 月 19 日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2007」において、独立行政法人等の改革を行うため「独立行政法人整理合理化計画」を作成することとされており、当機構の整理合理化計画に関しても、平成 19 年 8 月末に厚生労働省から行政改革推進本部へ提出されております。詳細につきましては、39～40 ページの「発行者情報の部 第 1 発行者の概況 3. 事業の内容 (12) 独立行政法人の見直し」をご参照ください。

当機構の「長寿・子育て・障害者基金」は、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については毎年度予算措置すること」との評価結果を受けました。この結果を踏まえ、基金を国庫に返納（長寿・子育て・障害者基金勘定を廃止）し、新たに「社会福祉振興助成費補助金」が創設されることとなりました（平成 22 年度中に一般勘定に統合予定）。これを受け、平成 20 年 2 月に定められた当機構の中期目標（第 2 期）及び中期計画（第 2 期）は、平成 22 年 3 月に変更されております。変更後の中期目標（第 2 期）及び中期計画（第 2 期）の内容は「発行者情報の部 第 6 発行者の参考情報 1. 独立行政法人福祉医療機構中期目標（第 2 期）（全文）」及び「同 2. 独立行政法人福祉医療機構中期計画（第 2 期）（全文）」をご参照ください。

(4) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行っていくとともに、多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図って参ります。

(5) 業務管理（リスク管理）の充実

内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図るとともに、業務改善活動の活性化を図り、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図って参ります。

福祉医療貸付事業については、ALM システムなどを活用して、金利リスクの抑制に努めるほか、併せて、個人情報の保護に関する法律に基づき情報セキュリティ対策の充実を図って参ります。

(6) 業務・システムの効率化と情報化の推進

平成 19 年度に策定した福祉医療貸付事業等の業務・システムの最適化計画に基づき、業務の見直し並びにシステム構成及び調達方法の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減等を図っていくとともに、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図って参ります。

当機構では、適切な業務運営に努めるため、こうした見直しや経費の節減を含めた業務運営の効率化を踏まえた第 2 期中期計画を策定するとともに、着実な実施に努めて参ります。

3. 事業等のリスク

(1) 国等の政策及び関与に伴うリスク

当機構は、国のプラン・指針等に即して地方公共団体が策定する整備計画等に基づく社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築及び年金受給者の自立支援等、国の福祉政策及び医療政策と連携を図り、社会福祉の増進や医療の普及の向上等、政策目的の実現のため、政府と一体となって事業を推進しております。従ってこれらの国等の政策及び関与に伴い事業等に影響を受けることがあります。

(2) 国等の政策評価等に伴うリスク

当機構は、通則法第 32 条から第 35 条等により、各事業年度における業務の実績について主務省庁による評価委員会及び総務省組織令に基づく審議会の評価を受けなければならないとされております。また、厚生労働大臣は、当機構の中期目標の終了時において評価委員会の意見を聴いたうえで、当機構の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとされております。

(3) 当機構における貸付事業について

金利リスク等について

当機構における貸付事業は、調達期間と貸付期間が一致していないものがあること、また金利スワップ等のリスクヘッジを行っていないことから、金利リスクが発生しております。これらの金利リスクは、当機構が負っております。

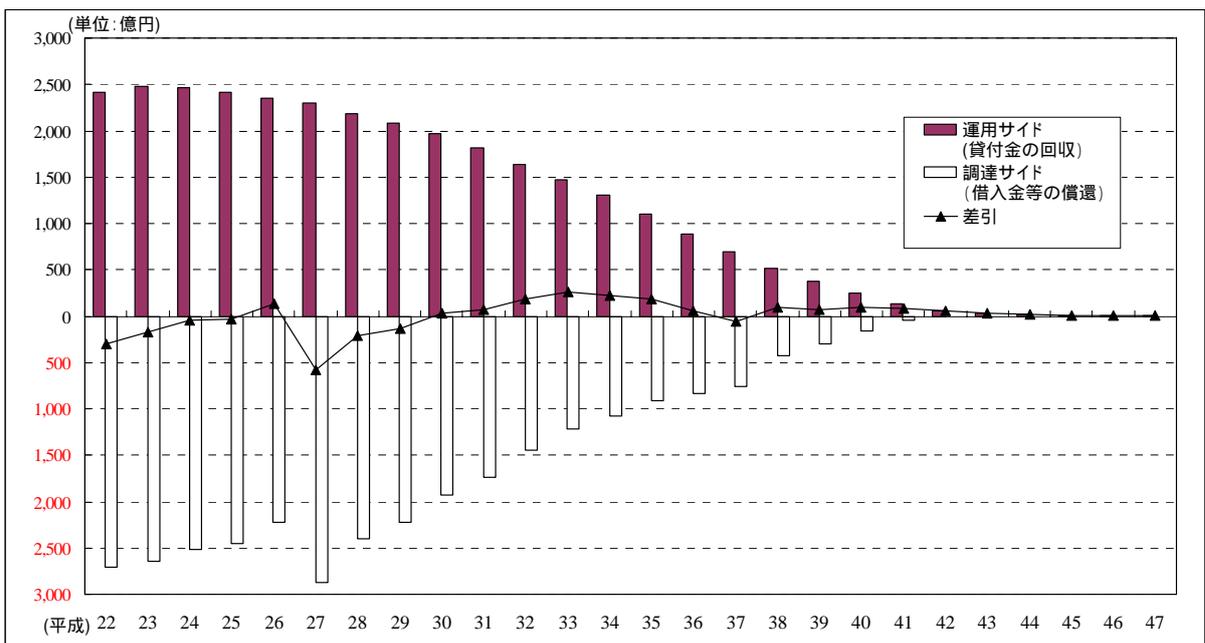
また、当機構の一般勘定の貸付金は長期かつ低利であることから、金利低下局面において繰上償還が生じるリスクがありますが、事業団から承継された平成 10 年 3 月以前の貸付原資である財政融資資金借入金繰上償還が認められていないことから、再運用リスクがあり、当該リスクは当機構が負っております。しかし、これら貸付事業において生じる損失については、予算措置により受け入れる利子補給金により補てんされております。

なお、当該勘定が事業団から承継される以前の平成 10 年 10 月 1 日以降の貸付けから、任意の繰上償還に際して所定の弁済補償金を徴収する弁済補償金制度を導入することで、当該リスクの軽減を図っております。

(参考：平成 21 年度における繰上償還額 / 21 期首貸付金残高は、福祉貸付 0.86%、医療貸付 1.79%)

このように金利動向により当機構の貸付事業が一定の影響を受ける可能性がありますが、マチュリティアダー法、デュレーション等の金利リスク測定を活用し、ALMシステムの構築などリスク管理体制の充実に努めることとしております。

平成 21 年度末 貸付事業（一般勘定）のマチュリティアダーグラフ



<平成 21 年度 一般勘定における貸付事業の運用サイドと調達サイド各要素>

運用サイド（貸付金）		調達サイド（借入金・債券）	
貸付金残高		借入金等残高	
福祉貸付	13,588 億円	財政融資資金借入金	29,105 億円
医療貸付	17,864 億円	民間借入金	42 億円
計	31,452 億円	債券（財投機関債）	1,740 億円
		貸付受入金相当分	471 億円
		計	31,358 億円
（貸付金償還方法）		（財政融資資金借入金償還方法）	
福祉貸付		元金均等年 2 回償還（利息も同じ）	
・元金均等年賦償還（利息年 2 回）		（民間借入金償還方法）	
（注）一部は医療貸付と同じ		元金均等年 2 回償還（利息も同じ）	
医療貸付		（債券償還方法）	
・元金均等 3 か月賦償還（利息も同じ）		満期一括償還（利息年 2 回）	
貸付平均利回り		借入金等平均利回り	
福祉貸付	1.84%	財政融資資金借入金	1.96%
医療貸付	1.80%	民間借入金	0.96%
計	1.82%	債券（財投機関債）	1.85%
		計	1.95%
貸付平均残余年数		借入金等平均残余年数	
福祉貸付	13.50 年	財政融資資金借入金	12.98 年
医療貸付	14.25 年	民間借入金	6.98 年
計	13.92 年	債券（財投機関債）	7.83 年
		計	12.68 年
当初平均貸付期間		当初平均借入等期間	
福祉貸付	19.50 年	財政融資資金借入金	19.69 年
医療貸付	15.33 年	民間借入金	7.00 年
計	17.58 年	債券（財投機関債）	10.01 年
		計	17.83 年
デュレーション	7.14	デュレーション	6.75

貸倒リスクについて

（ア）一般勘定

一般勘定における貸付金は、貸付先である社会福祉及び医療の関連事業者等が経営困難に陥った場合、将来的に貸倒損失によって処理される可能性があるため事業収支を悪化させるリスクがありますが、当機構は適切な債権管理に努めるとともに貸付先の経営診断・指導を行うことにより延滞債権の回収とその発生額の減少に努めております。

（イ）年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業においては、貸付金の回収にあたり年金支給機関からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、借入希望者の多くが利用する財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても一般勘定における貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

（ウ）労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業は、平成 16 年 4 月 1 日に労働福祉事業団の解散に伴い当機構へ業務移管されたものであります。

労災年金担保貸付事業においても、貸付金の回収にあたり厚生労働省からの年金支給時に直接回収を行っております。当該貸付は、債務者の死亡や年金受給の失権等により貸倒リスクが発生する可能性がありますが、平成 16 年度から年金担保貸付事業同様、財団法人年金融資福祉サービス協会による信用保証制度によってその貸倒リスクは軽減されております。なお、当該貸付事業においても年金担保貸付事業と同様にリスク管理債権の発生減少に努めていくこととしております。

財団法人年金融資福祉サービス協会

年金担保貸付における信用保証制度で、厚生年金保険等の年金受給者が年金担保小口資金を借り受けるときに、個人の連帯保証人に代わり、協会が連帯保証人を引き受ける事業を行っております。なお、平成 21 年度における貸付利用者のうち 99.9%（年金担保貸付 99.9%、労災年金担保貸付 99.9%）が当制度を利用しております。

<貸付事業における債権分類について>

一般勘定においては、平成10年度から従来の延滞債権額に加え、民間金融機関の基準に準じて、破綻先債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

また、年金担保貸付勘定においては、業務を開始した平成13年度から開示しております。

(一般勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度
破綻先債権額 (A)	7,643	6,607
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	4,230	5,470
延滞債権額 (C)	35,748	25,808
3箇月以上延滞債権額 (D)	4,390	2,800
貸出条件緩和債権額 (E)	48,390	42,960
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	96,173	78,176
総貸付残高 (G)	3,242,262	3,145,216
比率 (F) / (G) × 100	2.97%	2.49%
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	1.23%	0.99%

(年金担保貸付勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度
破綻先債権額 (A)	188	151
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	148	113
延滞債権額 (C)	156	113
3箇月以上延滞債権額 (D)	66	74
貸出条件緩和債権額 (E)	33	20
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	445	361
総貸付残高 (G)	188,828	186,282
比率 (F) / (G) × 100	0.24%	0.19%
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	0.16%	0.12%

(労災年金担保貸付勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度
破綻先債権額 (A)	38	32
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	27	23
延滞債権額 (C)	12	15
3箇月以上延滞債権額 (D)	2	5
貸出条件緩和債権額 (E)	1	0
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	54	52
総貸付残高 (G)	5,025	4,952
比率 (F) / (G) × 100	1.08%	1.07%
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	0.79%	0.80%

(承継債権管理回収勘定)

(単位:百万円)

区 分	平成20年度 (内機関保証付債権額)	平成21年度 (内機関保証付債権額)
破綻先債権額 (A)	13,224 (11,649)	11,848 (10,441)
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	3,289 (2,408)	1,635 (727)
延滞債権額 (C)	21,802 (11,174)	15,308 (4,430)
3箇月以上延滞債権額 (D)	10,861 (10,175)	11,535 (10,823)
貸出条件緩和債権額 (E)	32,103 (21,189)	55,712 (44,141)
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	77,993 (54,189)	94,405 (69,835)
総貸付残高 (G)	2,399,812	2,051,559
比率 (F) / (G) × 100	3.25%	4.60%
【機関保証付債権を除いた比率】	0.99%	1.20%
(参考){ (B) + (C) } / (G) × 100	1.05%	0.83%
【機関保証付債権を除いた比率】	0.48%	0.57%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- | | |
|------------------|--|
| (A) 破綻先債権額 | 会社更生開始、再生手続開始、破産、清算等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付残高をいいます。 |
| (B) うち6箇月以上延滞債権額 | 破綻先債権額(A)のうち、弁済期限6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高をいいます。 |
| (C) 延滞債権額 | 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高で破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。 |
| (D) 3箇月以上延滞債権額 | 弁済期限を3箇月以上6箇月未満経過して延滞となっている貸付残高で、破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。 |
| (E) 貸出条件緩和債権額 | 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(元本の返済猶予、一部債権放棄など)を行った貸付残高で、破綻先債権額(A)、延滞債権額(C)及び3箇月以上延滞債権額(D)に該当しないものをいいます。 |

注2) 一般勘定における総貸付残高(G)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- | | |
|--------------|-----------|
| ・平成20年度貸付受入金 | 69,998百万円 |
| ・平成21年度貸付受入金 | 47,070百万円 |

注3) 承継債権管理回収勘定における総貸付残高(G)には、以下の仮受金が含まれております。

- | | |
|------------|----------|
| ・平成20年度仮受金 | 1,118百万円 |
| ・平成21年度仮受金 | 1,211百万円 |

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

<貸出金の自己査定について>

当機構における平成 21 年度末における貸出金の資産内容につきましては次のとおりであります。

(一般勘定) (単位:件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	14,430	2,982,640	
	要注意先	要管理先以外	75	29,979
		要管理先	53	52,599
		計	14,558	3,065,219
	貸倒懸念債権	破綻懸念先	63	22,617
破産更生債権等	実質破綻先	19	3,700	
	破綻先	28	6,607	
	計	47	10,308	
合 計		14,668	3,098,145	

(年金担保貸付勘定) (単位:件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	347,709	186,129	
	要注意先	要管理先以外	11	6
		要管理先	1	0
		計	347,721	186,136
	貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	0
破産更生債権等	実質破綻先	32	19	
	破綻先	119	126	
	計	151	145	
合 計		347,873	186,282	

(労災年金担保貸付勘定) (単位:件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	6,132	4,916	
	要注意先	要管理先以外	9	7
		要管理先	-	-
		計	6,141	4,924
	貸倒懸念債権	破綻懸念先	-	-
破産更生債権等	実質破綻先	23	27	
	破綻先	2	1	
	計	25	28	
合 計		6,166	4,952	

(承継債権管理回収勘定) (単位:件、百万円)

区 分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高	
一般債権	正常先	309,802	1,589,611	
	要注意先	要管理先以外	21,656	70,400
		要管理先	88,696	364,229
		計	420,154	2,024,241
	貸倒懸念債権	破綻懸念先	694	4,018
破産更生債権等	実質破綻先	1,799	10,591	
	破綻先	2,293	11,495	
	計	4,092	22,087	
合 計		424,940	2,050,347	

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・ 正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・ 要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・ 要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・ 要管理先 : 当該債務の債権の全部又は一部が「3箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」である債務者をいう。
- ・ 破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・ 実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・ 破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先)及び債務者が死亡した場合をいう。

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高 47,070 百万円を控除したものです。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付先数は、貸付件数を計上しています。

注4) 承継債権管理回収勘定における貸付金残高は、仮受金残高 1,211 百万円を控除したものです。

注5) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

(4) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務について

承継年金住宅融資等債権管理回収業務は、機構法附則第 5 条の 2 の規定により、年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が平成 18 年 4 月 1 日に承継したものです。

当該業務については新たな貸付けを行っておりません。また、承継した債権については、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時行うことにより、適切な債権管理・回収を行って参ります。

なお、今後、貸倒れによる損失等により繰越欠損金が発生した場合は、欠損金相当額を出資金から減額する仕組みとなっておりますので、新たな負担が発生する等のリスクはございません。

4 . 経営上の重要な契約等

当機構の経営に際して重要な契約等はありません。

5 . 研究開発活動

当機構において研究開発活動は行っておりません。

6. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 平成 21 年度末における財政状態について

当機構における法人全体の資産は、約 6 兆 1,395 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約 3 兆 1,079 億円が全体の 50.62%を、また、承継債権管理回収勘定の約 2 兆 4,754 億円が 40.31%を占めております。

その資産の主なものは、固定資産である長期貸付金であり、一般勘定においては約 2 兆 8,451 億円を、また、承継債権管理回収勘定で約 1 兆 9,226 億円を計上しており、資産全体の 46.34%、31.31%をそれぞれ占めております。

一方、負債については一般勘定の約 3 兆 1,035 億円が全体の 91.92%を占めています。

< 各勘定別の財政状態 >

(単位:百万円)

	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
資産の部	3,107,950	289,305	12,793	60,359	187,790	5,946	2,475,426	-	6,139,573
負債の部	3,103,504	93	12,793	69,994	187,317	69	2,196	-	3,375,969
純資産の部	4,445	289,212	-	9,634	473	5,876	2,473,229	-	2,763,603
負債純資産合計	3,107,950	289,305	12,793	60,359	187,790	5,946	2,475,426	-	6,139,573

(2) 平成 21 年度における経営成績について

当機構における法人全体の経常収益は、約 2,719 億円となっています。これを各勘定別に見ますと、共済勘定の約 890 億円が全体の 32.74%を、承継債権管理回収勘定の約 823 億円が全体の 30.26%を、一般勘定の約 671 億円が 24.67%を占めています。

一方、経常費用においては、法人全体で約 1,819 億円、共済勘定における約 811 億円が全体の 44.61%を、一般勘定の約 671 億円が 36.87%を占めています。

さらに法人単位全体の当期利益は約 808 億円となっており、主な要因として承継債権管理回収勘定で約 780 億円、保険勘定で約 16 億円の当期利益を計上したことによるものです。

なお、当機構では機構法第 15 条及び機構法附則第 5 条の 2 第 5 項に基づき区分経理することとなっておりますので、各勘定別の詳細につきましては、41～43 ページの「発行者情報の部 第 2 事業の状況 1.業績等の概要」をご参照下さい。

< 各勘定別の経営成績 >

(単位:百万円)

	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	法人単位
経常収益	67,104	4,239	89,045	24,991	4,206	42	82,307	-	271,937
経常費用	67,104	4,054	81,191	21,431	3,866	39	4,298	-	181,986
経常利益又は損失	-	184	7,854	3,560	339	3	78,008	-	89,951
臨時損失	-	-	8,267	1,959	-	-	-	-	10,227
臨時利益	-	613	413	-	-	3	-	-	1,030
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	10	-	-	41	0	-	-	52
当期利益又は損失	-	808	-	1,600	381	7	78,008	-	80,807

(3) 平成 21 年度キャッシュ・フロー計算書について

当機構における法人全体の業務活動によるキャッシュ・フローは約 1,019 億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは約 1,077 億円、財務活動によるキャッシュ・フローは約 795 億円の支出となっています。その結果、資金減少額が約 853 億円となり、資金期末残高は約 286 億円となっています。

(単位：百万円)

	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
業務活動によるキャッシュ・フロー	75,852	185	10,299	550	2,945	82	12,000	-	101,916
投資活動によるキャッシュ・フロー	239	3,505	1,792	516	52	699	112,903	-	107,715
財務活動によるキャッシュ・フロー	77,027	1	1	0	2,561	0	1	-	79,593
資金増加額又は減少額	1,415	3,689	12,090	33	332	781	100,904	-	85,392
資金期首残高	6,638	401	645	17	677	226	105,398	-	114,005
資金期末残高	5,223	4,091	12,736	50	1,009	1,007	4,493	-	28,613

(4) 平成 21 年度行政サービス実施コスト計算書について

行政サービス実施コスト計算書は、独立行政法人の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、企業会計原則に準拠した独立行政法人会計基準に基づく財務諸表の一つとして作成しております。

行政サービス実施コストでは、国民の将来の負担や内在的な損失等を明確にするため将来生じ得るリスクについても民間企業と同様の評価を行い、また、通常コストとして認識されない政府出資金等に係わる機会費用についてもコストとして認識しております。

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあっせん勘定	法人単位
業務費用	10,083	798	41,708	3,459	337	6	77,956	-	30,766
損益外減価償却相当額	40	-	-	-	1	-	-	-	42
損益外減損損失相当額	18	-	-	-	-	-	-	-	18
引当外賞与見積額	0	-	1	0	-	-	-	-	1
引当外退職給付増加見積額	468	0	47	8	0	0	1	-	527
機会費用	62	3,888	-	-	-	81	35,674	-	39,706
行政サービス実施コスト	10,672	3,090	41,756	3,450	334	74	42,279	-	9,529

(5) 平成 23 年度財政投融资対象事業に関する政策コスト分析について

平成 22 年度政策コスト分析結果は下記のとおりであります。

なお、政策コスト分析では、平成 22 年度財政投融资対象事業である一般勘定（福祉医療貸付事業）についての分析がなされています。分析は、平成 23 年度以降は新規事業を行わない、将来にわたる補助金等の総額を現在の価値として評価する（割引現在価値額）、出資金等の機会費用をコストとして計上する等、一定の前提のもとに行われています。

区 分	政策コスト	分析期間
一般勘定（福祉医療貸付事業）	185	26 年間

なお、当該分析の詳細は財務省ホームページ

(http://www.mof.go.jp/singikai/zaiseseido/tosin/zai_toa220728/17.pdf) で公表されています。

(6) 独立行政法人評価委員会における業績評価について

当機構は、通則法第 32 条に基づき、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の業績評価を受けています。以下は、当機構の平成 21 年度の業務実績の評価結果（平成 22 年 8 月 17 日付）を当機構が抜粋したものです。

平成 21 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業、長寿・子育て・障害者基金事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかなければならない。

こうした中で、法人全体の業務運営を改善する取組みとして、福祉医療機構の経営理念である「民間活動応援宣言」を具現化するため、平成 21 年 4 月に理事長を本部長とする組織横断的なプロジェクト「民間活動応援本部」を立上げ、「お客さま目線と健全性」という二つのものさしを念頭に、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりに機動的に対応するとともに、理事長の経営姿勢や考え方等を役職員に発信するため、トップマネジメント機能を補佐する経営企画会議等を効果的に開催し、重要案件の迅速・的確な経営判断と組織内の問題意識の共有化を図ることなどにより、業務の効率的な運営を推進し、利用者サービスの向上に努めていることが認められる。また、平成 17 年 4 月に認証取得した ISO9001 に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき、定期的な業務の進捗状況及び業務プロセスの監視等を通じ業務の適正執行を確保するとともに、業務の質の向上や効率化に関する改善点、事務リスク等を抽出し、継続的な業務改善が図られている。

具体的には、福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業に係る電子システムにおける機能の追加や改善などにより、福祉医療貸付事業の事業報告書システムの利用率が 55%（前年度 6%）、退職手当共済事業の電子届出システムの利用率が 79%（前年度 75%）に向上している。随意契約の適正化については、平成 18 年度において全契約に占める随意契約割合（件数）が 71.1%あったものが、平成 21 年度に 6.4%までに減少し、平成 19 年度に策定した随意契約見直し計画の目標を達成している。一般管理費等の節減については、本部ビル賃借料の引下げ、再リースの活用等により、平成 21 年度予算の縮減幅（平成 19 年度予算比 6.2%）を上回る 12.4%（平成 19 年度予算比）を節減し、業務の効率化が認められる。

また、医療貸付事業については、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金、医療施設の耐震化整備及び出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金等について、融資条件の優遇措置を講じ機動的な融資を実施するなど、地域における医療機関等の安定経営に臨機応変に対応していることが認められる。

退職手当共済事業については、退職手当金の給付回数を従来のも 2 回から月 4 回に倍増するとともに、事務処理のピーク時において柔軟な人員配置を行うなどの改善を図った結果、平均処理期間が前年度比 7.2 日を短縮し 37.6 日となり、中期計画の目標値 75 日を大幅（37.4 日短縮）に上回る実績をあげている。また、平成 19 年度から運用を開始した電子届出システムについて、機能の追加及び改善を行い更なる操作性の向上を図る取組み等を行った結果、アンケート調査において 88%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得る等、利用者の事務負担の軽減が図られていることが認められる。

これらを踏まえると、平成 21 年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

また、当機構は、通則法第 34 条に基づき、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けています。以下は、当機構の中期目標期間の業務実績の最終評価結果（平成 20 年 8 月 27 日付）を当機構が抜粋したものです。

中期目標期間の業務実績全般の評価

当委員会においては、福祉医療機構が独立行政法人として発足して以来、業務により得られた成果が、「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」という福祉医療機構の設立目的に照らし、どの程度寄与するものであったか、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したか等の視点に立って評価を行ってきたところであるが、中期目標期間全般については、次のとおり、概ね適正に業務を実施してきたと評価できる。

業務運営の効率化に関しては、ISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）の認証取得及びその運用、人事評価制度の導入及び運用の改善、トップマネジメントを補佐する経営企画会議の運営、業務推進体制の整備と組織のスリム化等の処置がとられ、効率的な業務運営体制の確立がなされたことを高く評価する。

また、リスク管理債権については、中期目標期間における各年度において、唯一最終年度の平成 20 年 3 月末で中期目標の 2.0% を若干上回る 2.02% となったところであるが、度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設をとりまく経営環境が年々厳しくなってきたことを考慮すると、他の金融機関と比べても低く、適切な債権管理が行われていると認められる。さらに、一般管理費等の経費削減については、毎年度経費を計画的に節減し、中期目標を上回る削減を実施しており評価する。

福祉医療貸付事業については、国の福祉及び医療の政策目標に沿って、民間の社会福祉施設、医療施設等の整備に対する融資が行われているとともに、審査業務及び資金交付業務の迅速化が進められる等、業務の効率化が図られ、計画に照らし十分な成果を上げている。また、年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、利用者の利便性に配慮するとともに、年金受給者にとって無理のない返済となるよう考慮し、定額償還方式を導入したことは、特段の評価に値する。

さらに、心身障害者扶養保険事業については、繰越欠損金の解消に向けて、国において検討が進められた結果、平成 20 年 4 月から制度改正が実施されることとなった。この制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなり、制度の安定化を図ることができたところである。なお、当該制度改正の内容について、道府県・指定都市に対する周知等を適切かつ積極的に実施していることが認められ、評価する。

なお、各評価結果の具体的評価内容等の全文につきましては、当機構ホームページ（<http://www.wam.go.jp/wam/koukai/index.html>）又は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iiin/dl/iryo08c.pdf>）に掲載されています。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

平成21年度は、サーバ等の貸借で70百万円の契約を行っております。

2. 主要な設備の状況

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

内 容	所 在 地	建 物	構 築 物	車 両・ 運 搬 具	備 品	土 地		合 計
		帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	面 積	帳簿価格	帳簿価格
事務所・ 宿舍等	東京都 港区他	942	0	5	162	9,604.33	1,786	2,895

3. 設備の新設・除却等の計画

宿舍等の売却等を予定しております。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構における資本金残高の推移は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	平成 17 年度末	平成 18 年度末	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末
一般勘定	5,534	5,534	5,534	5,534	5,534
長寿・子育て・ 障害者基金勘定 ¹	278,710	278,710	278,710	278,710	278,710
共済勘定	-	-	-	-	-
保険勘定	-	-	-	-	-
年金担保貸付勘定	-	-	-	-	-
労災年金担保貸付勘定 ²	5,831	5,831	5,831	5,831	5,831
承継債権管理回収勘定 ³		3,726,475	3,284,095	2,719,386	2,395,221
承継教育資金貸付け あっせん勘定		-	-	-	-
合計	290,076	4,016,552	3,574,171	3,009,462	2,685,297

¹ 長寿・子育て・障害者基金勘定における政府出資金については、平成 21 年 11 月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については、毎年度予算要求すること」との評価結果を受け、平成 22 年度中に全額国庫へ返納する予定です。

² 労災年金担保貸付勘定における出資金については、独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成 14 年法律第 171 号)附則第 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 16 年 4 月 1 日に承継されたものです。

³ 承継債権管理回収勘定における出資金については、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成 16 年法律第 105 号)附則第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年 4 月 1 日に承継されたものです。

2. 役員状況（平成22年12月1日現在）

役職名	氏名 理事の担当業務	任 期	略 歴
理事長	なが の ひろし 長 野 洋	自 平成20年4月1日 至 平成23年9月30日	第一生命保険相互会社取締役 日本物産株式会社代表取締役社長
理事	ほり ぐち よし のり 堀 口 善 教 総務部、経理部、管理部	自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日	独立行政法人福祉医療機構監事 国民生活金融公庫理事
理事	せ がみ きよ たか 瀬 上 清 貴 情報システム部、医療貸付部 助成事業部	自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日	国立精神・神経センター運営局長
理事	すぎ やま けんたろう 杉 山 健太郎 福祉貸付部、共済部 年金貸付部	自 平成22年4月1日 至 平成23年9月30日	独立行政法人福祉医療機構大阪支店長
監事	みや ち かおる 宮 地 薫	自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日	資産管理サービス信託銀行株式会社常務執行役員
監事 (非常勤)	まる た やす お 丸 田 康 男	自 平成22年1月1日 至 平成23年12月31日	ブルデンシャル・インベストメント・ マネジメント・ジャパン株式会社内部監査部長

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な体制

当機構は、機構法第 3 条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、このほか年金制度等に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的として設立された独立行政法人であります。厚生労働大臣を主務大臣とし、機構法その他の関係法令等に基づき業務運営を行っています。

厚生労働省には、当機構の業務実績に関する評価を行うため、独立行政法人評価委員会が設置されています。

当機構と主務官庁又は外部との関係等につきましては、12～13 ページの「発行者情報の部 第 1 発行者の概況 3. 事業の内容 (5) 日本政府との関係について」をご参照ください。

(2) 内部管理等の体制

役員による運営

当機構は、理事長及び理事等により構成される経営企画会議において、経営の企画及び管理に係る重要事項に関し協議を行います。

監事による監査

監事は、当機構の業務及び会計に関する監査を行います。監事は監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは、報告書に意見を付すことができます。また、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に意見を提出することができます。

内部監査

理事長は、当機構の業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行うことができます。

会計監査人による監査

当機構は、通則法第 38 条第 2 項及び第 39 条により会計監査人により財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を受けており、このように監査を受けた財務諸表を作成・公表することで、当機構の会計処理に係る透明性の向上に努めています。